



## 自生的秩序としての私的所有制度の成立：近代社会契約論との比較

著者	森田 雅憲
雑誌名	同志社商学
巻	66
号	1
ページ	190-217
発行年	2014-07-25
権利	同志社大学商学会
URL	<a href="http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000013683">http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000013683</a>

# 自生的秩序としての私的所有制度の成立

——近代社会契約論との比較<sup>1</sup>——

森 田 雅 憲

- I はじめに
- II 社会契約論と自生的秩序論
- III 私的所有制度の成立過程
- IV むすび

## I はじめに

この論文の狙いは、私的所有制度の成立過程の理論的考察であって、私的所有制度それ自体についての批判的考察ではない。この制度の是非をめぐっては対極的な評価がみられるが、ほとんどあらゆる国で制度化されているという疑いえない事実がある以上、なぜこれほどまでにこの制度が広く定着したのか、その理由を理解することは、批判的評価に先立って取り組まれるべき課題であろう。

周知のように、私的所有をその一部として含む社会制度の成立する理路やその本質を主題的に論じた思想史上もっとも重要な試みは、社会契約論である。ホブズやロック、あるいはルソーのような近代社会契約論であれロールズやゴータイエなどの現代社会契約論であれ、それらは制度的バイアスから自由な一定の人間類型を想定し、そこから社会制度の必然性や社会規範を演繹しようとしている。本論文も、同じ問題意識に導かれているが、決定的な点で社会契約論とは異なっている。社会契約論では、契約の成立過程の説明よりもむしろ契約の意味や契約内容に関する規範的議論に軸足が置かれているので、成立過程に関する議論は契約に至る背景的説明という位置づけが与えられており、制度成立を可能とした内在的力学の理解には、それほど重要性は与えられていない。つまり、社会契約が成立するに至るそれ以前の事情がいかなるものであれ、集団としての合意に基づいて制度が成立し一定の統治機構が樹立されるという一点に社会契約論の本質があるのである。

それに対して自生的秩序論は、意識的合意（あるいは作為ないし人為と言い換えても

---

1 本論文は拙著（森田，（2009））の「付録」で試論的に提示したモデルを基礎としている。ここでは、そこに含まれていた誤りを訂正するとともに、近代社会契約論との対比を行い、自生的秩序の形成過程を明示的に論じる。

良いが）による制度の成立という説明を排する。自生的秩序とは、ハイエクが好んで引用する A. ファーグソンの言葉によれば「人間の行為の結果ではあるが、何ら人間の設計の産物などではない」秩序であり、自然的秩序にも人為的秩序にも分類されえない第3のカテゴリーである。したがって、意識的合意による制度の成立を重視する社会契約論とは異質な立場である。以下では、近代社会契約論と対比させつつ、私的所有制度が自生的に成立するプロセスを再構成する<sup>2</sup>。

ところで私的所有制度は、ハイエクが「近代文明が依拠する全体的行為秩序の発展は、財産制度によってのみ可能となった」と述べているように、言語や貨幣に並ぶ最も根源的な自生的秩序の一つと見てよい。しかし根源的であるがゆえに、それが成立する以前の状況についてのわれわれの見解はきわめて限定的なものにならざるをえない。おそらくそうした時代についての情報としては、自然史的なものや小集団の生活痕跡のようなもの以外にはほとんど残っていないだろう。したがって、こうした根源的の制度の発生を論じるためには、史実に基づく実証的アプローチではなく、特定の制度的規範から可能な限り自由な主体をア・プリオリに想定することから始めるしかないだろう。すなわち生得的傾向性あるいはそれに準じるもの以外には行為ルールを有さない主体からなる集団を仮説的に措置し、その中において秩序が自生的に形成されるプロセスを推測的に再構成する方法がほとんど唯一の選択肢といえる。

実際、こうしたアプローチは、近代・現代を問わず、社会契約論の系譜に属する理論で広く採用されている。ただ、社会契約論と小論との根本的相違は、前者においては、仮説的条件は、第一義的には一定の制度的規範を導くための論理的要請からくるもの、あるいはレトリック、であるのに対し、本稿での議論は、制度発生<sup>3</sup>の進化論的な説明、すなわち、ある一定の条件の下で特定の制度がいかなる適合的過程を経て出現したかを説明するものであり、現実<sup>4</sup>に生じたであろうプロセスについての推測である。

以下、次節では、近代社会契約論で前提にされる「自然状態」なる概念とそこでの主体像、および自生的秩序論と社会契約論の方法論的な異同について論じる。続く第Ⅲ節では、制度をもたない「始原」の人間集団の中において、人びとの自己保存・自己利益を確保しようとする行動によって私的所有制度が発生するプロセスを、簡単な理論モデルによりながら推測的に再構成する。最後に「むすび」として、小論で展開した議論の要約とその含意について述べる。

2 以下では、社会契約論に類する古代・中世の議論や、グロティウス、プーフENDORFといった古典的社会契約論については触れない。またロールズなど現代社会契約論についても、制度成立の議論に関連する部分のみに必要なかぎり<sup>5</sup>で触れるにとどめる。また経済学においても、所有権をめぐる旧制度学派、取引費用アプローチ、あるいはゲーム理論に基づく比較制度分析など数多くの学説があるが、それらとの比較対照については紙幅の制約もあり、別の機会に論じることとする。

## II 社会契約論と自生的秩序論

(自己利益の確保)

社会を構成していない人間の集りの中にいかにして制度（個々人が相互の行為を規定しあう一定のルール・規範に従っている状態）が人々の自発的合意によって成立するかという問題は、ホッブス、ロックあるいはルソーに代表される近代社会契約論者から、ロールズやゴータイエといった現代の社会契約論者に至るまで一貫して抱かれている基本テーマである。もちろんこうした論者の中には、そうした制度が成立する過程を、実際の人類史の始原においてあり得たであろう事実経過の推測的再構成と考えがちなロックやルソーのような立場もあれば、また社会正義を演繹するための純然たる仮構と見るロールズやゴータイエのような立場もある<sup>3</sup>。しかし、歴史的事実の推測であろうが理論的仮構であろうが、そこには上で述べたような問題意識が通底していることには変わりはない。

こうした問題を考察するにあたってもっとも重要な理論的前提は、制度から自由な人間をどのような主体として想定するか、そしていわゆる「自然状態」、すなわちそのような主体の集まりを、どのような状況として把握するかという点であろう。たとえばホッブスは、「自然状態」においては、競争・不信・誇りという三つの心理動機に衝き動かされる個人がたがいに反目しあう「万人の万人に対する戦争状態」だと考えていた。ロックにあつては「自然状態」とは、自然法の下での平等かつ自由な人間の共存状態であり、人びとは自らの労働によって手にした財の占有、つまり労働を権原とする所有、を自然権として認められており、そうした「約束を守るといふ信義の拘束が第一の自然法」<sup>4</sup>となった存在だとされた。ルソーは、ホッブスの闘争状態やロックの自然法を批判し、自己利益の確保と他者に対する憐みの情のみを行動原理とする無垢な主体、すなわち野生人<sup>オム・ソバージュ</sup>、からなる状況を想定し、自然状態を善も悪もない素朴な充足性が支配する「平和な」<sup>5</sup>世界として描いた。

3 ホッブスにとっては「自然状態」は、立論のための純然たる構成原理であり、その実在性は本質的な問題ではない。ロックやルソーといった近代契約論者は、程度の差こそあれ、それを歴史の始原や未開地域で局地的に見られたであろう現実社会の特徴と考えていた（ただし歴史の始原に関する記録がないので推測による再構成とならざるをえない立場）。もっともルソーの場合は、実在社会を想定しながらも彼が自らの議論の仮説性をことさらに強調したのは、中山によれば「宗教的な干渉を警戒」してのことである（Rousseau (1755) 訳 p.309）。ロールズやゴータイエは、歴史の始原における人間の集団状況が問題ではなく、現に存在する人間から制度的な規定性や偏向を取り除けばどのような社会規範が正義や公正の基準として演繹されるかという立論である。いずれの社会契約論においても実証的に確認しえない状態についての言及であり、たとえ人類学的な叙述がなされていても、仮説的推測という形をとらざるをえない。

4 福田 (2012), p.188

5 ここでルソーのいう「平和」とは「わたしたちの自己保存の営みが、他者の自己保存の営みを害する」

ところで、自生的秩序論を近代社会契約論と対比・関連づけながら私的所有制度の成立を論じるという試みには、多少違和感をもつ向きも多いことと思われる。というのは、自生的秩序論の源流の一つと見なしうるヒュームは、ロックの著作から大きな影響を受けていたし、また、実生活では迫害を逃れて英国に渡ったルソーに温かい支援の手を差し伸べたのだが、思想史の舞台ではまさしく近代社会契約論を葬り去った張本人と見なされているからである。また自生的秩序論の主唱者ハイエクは、合理的思考を理性の濫用として批判し、「歴史のこのような意図主義者のないし實用主義的説明は、まずホッブスの、次ぎに多くの点でデカルトの直接の後継者であったルソーの、社会契約による社会形成概念にその完全な表現が見られる<sup>7</sup>」とも述べている。

社会契約論とは対照的に、自生的秩序論においては、人間を存在論的に説明するものとして慣習<sup>8</sup>や伝統といった制度が重視され、その生成については、「人間の行為の結果ではあるが、何ら人間の設計の産物などではない<sup>9</sup>」というアダム・ファergusonの言葉に象徴されるように、文化的進化の過程を通じて自ずと生み出されたものとされる。つまり「制度から自由な主体」という概念が欠落している、あるいは主題的に論じられないのである。このような立場からすれば、社会を構成していない人間の集りの中にいかにして制度が生成したかという問題は人類史を無限に遡行したところにある問題であり、こと起源に関する議論に限っては方法論的限界を超えざるをえない。したがって、政治社会の起源を「人間の作為として」<sup>10</sup>理詰めで考察する社会契約論とは水と油のような関係だといえる。

このように、制度によって人間行為を説明しようとする自生的秩序論を制度発生の説明に無条件に適用することはできない。自生的秩序論においても制度以前の何らかの行為ルールをア・プリオリに有した主体を想定することは避けて通れないのである<sup>11</sup>。その際、近代・現代を問わず多くの社会契約論に通底する主体像、すなわち自己保存・自己利益を確保する主体像、に限っては、それを継承するほかないであろう。実際、人々の

5 ことのもっとも少ない状態」(Rousseau (1755), 訳 p.100) のことである。

6 ヒュームの社会契約論批判については、Castiglione (1994) や小城, (2006) に詳しい。また、ヒュームのロックの契約説に対する批判は、ロックの根本的な主張の否定ではないとする見解については、Rawls (1999), 第1章, 第6節を参照されたい。

7 Hayek (1973), p.10, 訳 p.18

8 本論文では「慣習 convention」は、それからの逸脱が集団の平均的意見によって違反とみなされる行為ルールとし、逸脱しているかどうかの問題とならない行為ルールは「習慣 habit」としておく。なお「ルール」は「行為の規則性を生み出すもの」という意味であり、用いられている文脈に依存して、私的ルール、社会的ルール、道徳的ルールなどと変わりうる。

9 Ferguson (1767), p.123

10 福田 (1971), p.247

11 この点に関しては、方法論的個人主義に踏み込まざるを得ないが、それによって成立する制度からの個人へのフィードバックによって行為ルールが修正されることを認める点では、純然たる方法論的個人主義ではない。

行為の根源には自己利益<sup>12</sup>への関心があるという見方は、慣習論者のヒュームの基本的な立場でもあり、またアダム・スミスを経てハイエクに至るまで連綿と受け継がれてきたモチーフでもあるので、自生的秩序論とも親和的である。そのうえで、ヒュームがつとに強調し現代ではゴートイエが強調する「相互利益としての正義」という形での私的所有制度の成立を論じるのが自然な理路であろう<sup>13</sup>。

周知のように、自己利益の確保を第一義とする人間観をめぐってはいろいろ批判がなされてきたが、いまでも少なくとも理念型としてこの主体像を棄却しなければならないほどの普遍的代替理念は存在しない。もちろん、十把一絡げに自己利益を確保する主体といっても、スミスのように「インバーシャル・スペクテイター 衡平な傍観者」を併せ持った主体であったり、新古典派のように完全合理的な意思決定を行う主体であったり、またサイモンやハイエクの議論に登場する「限定合理性」の下で慣習・伝統といったルールに規定されて行動する主体などと、さまざまである。

本稿では、純然たる個人功利的な行動主体を想定するが、その理由は、ここでのテーマが私的所有制度の成立過程の理論的説明であり、自己利益の確保という動機を除けば、そもそも権利として所有を固定化しようとする誘因はほかに見あたらないというところにある。またハイエク流の自生的秩序論は、不完全な情報とその処理能力という制約の中で経験から学習する主体を基礎としており、逐次最適化を行う完全合理的な主体を想定することは適切ではない<sup>14</sup>。以下では、不完全な情報処理能力しか有さない主体が、不確実な環境の中で少なくとも事後的に利得をもたらす行為ルールを経験的に学び取っていき、それにしたがって行動している状況を想定する。そのうえで、市場経済の根源にある私的所有制度の成立過程を自生的秩序形成として論じる。

### (慣習としての「社会契約」)

上で述べたような自己利益に誘導されて自生的に、言い換えれば慣習形成的に、徐々に契約状態に至るという理解は近代社会契約論において主題的にはほとんど論じられていない。ホブス、ロック、そして自己利益を契約の動機としたルソーでさえ、いずれも社会契約に至る理由はなんらかの社会的障壁あるいは不都合（たとえば共通権力の不在による万人の闘争状態や、占有可能な土地の不足による無視しがたい利害対立など）

12 「自己利益」には一般に二種類のものがある。一つは、経済学が前提とするような純然たる自己利益であり、そこでは他者の利益は関心の外におかれている。もう一つはヒュームが「共通利益」とよぶものである。これは集団にとっての利益という意味もあるが、集団の実体は諸個人なので、より正確には、自己の利益と他者の利益とが不可分に結びついて実現するような利益のことを意味する。また、自己またはその親族の生存に必要なかぎりでの物資の確保を目的とする場合は「自己保存」と表現することが望ましいが、以下ではその側面を強調する必要のある場合を除いて「自己利益」には「自己保存」の意味も含ませている。

13 Moore (1994), pp.211-212, 訳 p.282

14 ハイエクの知識論については、その seminal paper である Hayek (1937) を参照のこと。

を集団的に解決することが不可欠になることであった。つまり片方に問題をはらんだ「自然状態」があり、もう一方にそれが解決された「合意による契約状態」という二項対立的構えがあるのである。

もちろん制度は存在そのものが自己目的化したもの、つまり明確な目的あるいは理由なしに即自的に存在しうるものもあるが、個人や集団の物的代謝に関わる制度のほとんどは、何らかの問題の改善・解決のために成立したといえる。逆にいえば、こうした問題のないところには、この種の制度は成立しない。たとえば人類学的研究が示しているように、土地が誰に帰属するかということが問題にならないところでは、当然のことながら土地の所有権は確立されない<sup>15</sup>。あるいは経済学のタームでいえば、自由財については所有権が成立しないのである。したがって慣習であれ明文化された法律であれ、所有権が成立したということは、その背景に何らかの問題の存在を想定しないわけにはいかない。その意味では、二項対立的な構えもいちがいに否定し得ない。

ただ社会契約論の場合、その問題の解決をめぐるのは、個々人のレベルでの試行や交渉の合成果というより、集団で自覚的解決が計られ、それが社会的合意（社会契約）という形で決着するという構図が色濃くある。それゆえ、契約が結ばれる以前と以後が相転移を起こすかのごとく截然と分かれたる印象があり、意図的・設計主義的なイメージを払拭し得ないのである<sup>16</sup>。この点が人間の社会的行為の基底にコンベンションを見いだすヒュームや、歴史の進化的漸進性を重視する自生的秩序論者には受け容れがたいところであろう。

だが、この違いは見かけほど大きなものではない。たとえばウォルドロンは、ロックの社会契約論における合意の意味を漸進主義的に解釈し、次のように総括した。「ダーウィン主義の時代では、進化の過程が自然の過程と結びつけられることが多く、進化してきたものは人為的なものとして記述することはできないと思われがちであった。しかしながらこれもまた誤りである。一組の制度上の取り決めが、時を経ながら漸進的段階を踏んで進化することもある。しかしそれぞれの段階において選択、熟慮、目的の要素が含まれているとしたら、その全体としての過程は意図的な特性をおび、意図に基づく範疇で処理できるようになり、契約理論が要求するような仕方である人間の目的という観点によって評価されるかも知れない。このことはたとえ本当に、全体としての過程が誰の意図したことでもなく、発展の総体的方向性が予見できない一大抵そうなのだが」とし

15 たとえば加藤（2001）に見られるネイティヴ・アメリカンの土地所有概念を参照のこと。またアフリカにおける土地の慣行的所有に関して松村（2008）に興味深い人類学的調査が見られる。

16 フォーサイスは、社会契約論に共通する特徴として「社会契約は、核心では、多数の諸個人のあいだの、あるいは多数の諸個人による同時的な合意であって、双務的な合意の連続的な集成にあるのではない。」（Forsyth（1994）、p.38、訳書 p.53）と述べて、ある時点で一挙に契約状態に入ることを強調している。

でも、変わることなく事実である。<sup>17</sup>」ウォルドロンはこの総括は社会契約理論に関するものでありながらも、慣習・伝統に含まれる暗黙のルールを明文化したものを〈法〉と見る自生的秩序の説明としても抵抗感なく読めるものである。要するに、社会契約論においては、漸進的な過程があったかどうかということは主題ではなく、一定の意図に基づく合意が集団全体として成立するということに力点が置かれているのである。

### (多様性ある集団)

ところで、ホブズからゴータイエに至る主要な社会契約論者に通底する議論の構えには、いまひとつの大きな特徴が存在する。それは人間の集まりを、本来的には、外的拘束がないという意味で自由であり、また支配・従属関係に服していないという意味で平等な人間の集団と捉えていることである。このような主張は、典型的にはホブズの次の言葉に明確に記されている。「自然は人びとを、心身の諸能力において平等につくったのであり、その程度は、ある人が他の人よりも肉体においてあきらかに強いとか精神が鋭敏であるとかということがときにあるとしても、全体としてみれば、人と人との違いはある人がその違いにもとづいて他者に彼と同等の権利主張をすることを禁じるような便益を主張できるほど大きなものではない<sup>18</sup>」。またロックは次のように表現している。「人それぞれが、他人の許可を求めたり、他人の意志に依存したりすることなく、自然法の範囲内で、自分の行動を律し、自らの適当と思うままに自分の所有物や自分の身体を処理することができる完全に自由な状態である。それはまた、平等な状態であり、そこでは、権力と支配権とは相互的であっても、誰も他人以上にそれらをもつことはない。」<sup>19</sup>ただし、ホブズが「平等」と見なす範囲はきわめて広く、大きな個体差を許容する可能性があるし、またロックにしても、才能や有徳性なども含めたすべての面での平等を主張していたわけではない。<sup>20</sup>

こうした想定の後には、身体的・知的能力、気質あるいはおかれている環境条件などの面（以下、こうした側面を「偶有的 contingent」と形容する）について個人間に有意な較差、すなわちそれによって彼らの議論が影響を受けるほどの較差、をあらかじめ排除しようという意図があったことは間違いない。もしこれらに有意な較差をア・プリオリに認めてしまえば、強者が弱者を外的に拘束・支配する結果として社会秩序あるいは統治機構<sup>21</sup>を説明する他ないように思われるからである。すなわち政治権力の生成はた

17 Waldron (1994), p.69, 訳94 (ただし引用にあたって、訳文に変更を加えた。)

18 Hobbes (1651), p.82, 訳 p.207 (ただし引用にあたって、訳文に変更を加えた。)

19 Locke (1690 a), p.122, 訳 p.296

20 Locke (1690 a), Book II, Chap.6, §54 を参照のこと。

21 たとえばゴータイエは「身体的及び知的な能力が大ざっぱに見て同等であるか相互に補足的であるような存在者だけが、すべての人々にとって利益になるような協力関係を見いだすことを期待できる。・・・同等でない存在者の間では一方の当事者は他方の当事者を強制することで最も大きな利益ノ



かだかホブズのいう「獲得による commonwealth」の成立として捉えるしかなく、人びとの合意に基づく「設立による commonwealth」として描くことが困難になるからである。実際、社会契約論の平等な合意という想定を批判して、ヒュームは「現存の、あるいは、史上に記録のある政府の起源は、ほとんどすべて、権力僭取かそれとも征服か、あるいはこれらの両方にもとづいており、人民の公正な同意とか自発的な服従とかを口実にするものはこれまでまったくなかった<sup>22</sup>」と述べている。

本稿では、社会契約論とは異なり、主体の平等性・均質性に基づく人間集団という想定に立つことなく、「設立による commonwealth」の生成可能性について考察する。つまり生得能力や気質の面で異質な主体が存在する状態を前提とし、かつ、その異質性ゆえに制度が自生するプロセスとして捉えるのである。そのために、自生的秩序論の基礎をなす進化論において前提とされる「個体の多様性」という条件をここでも採用し、人びとの偶有的な能力・傾向性には一定の分布が見られると仮定して議論を展開する。そして自然状態からの離脱を、略奪よりも平和共存を選好する主体が互恵的に共同体<sup>キウィタス</sup>を設立するプロセスとして捉える。すなわち社会的統治機構の発生は、相対的に弱い立場にある主体が、そうでない主体から自らを守るために集団を形成し、その集団を統御する権力機構を、偶有的力に訴えない傾向性をもつ人間という意味でともに平等な構成員の自発的協同によって成立した<sup>23</sup>もの<sup>24</sup>と考えるのである。

#### （私的所有権）

周知のように、近代社会契約論は、私的所有制度、統治機構、道徳・正義（とくに分配的正義）など、さまざまな制度や規範を議論の対象にしてきた。しかし彼らがもっとも関心を寄せてきた具体的テーマは私的所有権に関わる問題である。本論文でも、議論の対象を私的所有権に限定するが、すでに述べたように、その成立過程にのみ焦点をあてる。これには理由が二つある。第一に、ここでの課題は制度そもそもの成立過程の推測的再構成であり、私的所有という社会制度についての規範的あるいは政治哲学的考察ではないこと。第二に、あまたの制度の中で私的所有制度は、言語・貨幣・アニミズムなどに比類するもっとも根源的な自生的秩序と考えられるからである。実際、ハイエク

、を得られるだろう」（Gauthier（1986）、p.17、訳 p.29）と述べている。同様の主張は Hart（1961）、訳 p.216 にも見られる。

22 Hume（1948）、p.471、訳 p.133（ただし引用にあたって、訳文に変更を加えた。）

23 「弱い」という表現は、ここでは「物理力の行使をためらう」という意味であり、実際に身体的能力などが弱いこととは必ずしも一致しない。しかし、自然状態では、腕力など身体的能力がより弱い主体ほど、個体としては、それに訴えることはより少なくなると考えて良いであろう。

24 社会契約論には、この平和共存を選好する主体（おそらくは偶有的な意味での弱者）による強者の排除手段としての権力機構の生成という視点が背景に退いているように思われるが、それはおそらく、上述のように自然状態で存在する人間を一様なものとして捉えているところに最大の原因があるのではないだろうか。

が道徳の具体例を示す際にまずもって私的所有制度をあげていることに見られるように、私的所有の固定は血縁的・部族的小集団を超えた大規模社会において自余の道徳的諸原理、とりわけ正義・不正義の観念、を生み出すもっとも根柢的な行為規範の一つと見ることができる。

だがここで注意すべきは、こうした議論の構えにはきわめて重要な視座がすでに選り取られているということである。それは、ヒュームの言葉を借りれば「人間が利己的であり、心の寛さに限界があるのに加えて、自然が人間の必要のために備えたものが不足している」<sup>25</sup>ので、「所有を区別し財の保有を固定させるための合意が、あらゆる条件のうちで、人間の社会を確立するのにもっとも必要である」<sup>27</sup>というア・プリオリな想定である。すなわち、財貨が希少であるということ、そしてその占有をめぐる諸個人の間に、なんらかの利害対立が生じている状況が前提になっているのである。そしてその利害対立は諸個人の自己利益の確保が原因となっていると見るのである。<sup>28</sup>仮に稀少性の解決だけが問題であれば、そしてその問題をより効果的に解決するルールが財貨の共同管理という可能性も排除できない以上、私的所有制度ではなく集団的所有制度が成立することになるかもしれない。<sup>29</sup>それゆえ、私的所有制度成立の説明には、稀少性と自己利益の確保という二つの前提がともに必要となる。

ところで、財貨が希少であるということは経済学の大前提である。また経済活動の根源には自己利益の確保があるということも、同じく、経済学の大前提である。したがって、この二つの条件が成立している状態を想定して私的所有制度の成立プロセスを論じ

25 Hayek (1989), p.67, 訳 p.98

26 Hume (1939-40), p.318, 訳 p.49

27 Hume (1939-40), p.315, 訳 p.46

28 ヒュームの社会思想においては人間の行動の規定要因として慣習や伝統が強調されるが、ヒューム自身は統治機構への服従を論じた文脈で次のように述べ、利益への関心が人々の行動をその根柢において動機付けていることを強調している。「利益の感覚が服従の根源的な動機でないとしたら、あえて訊ねるが、人々の自然な野心をおさえ、人々を強いてそのように服従させることのできる、それ以外のどのような原理が人間本性のうちにあるというのか。先例への追従や習慣では十分でない。なぜなら、われわれが追従する服従の事例や、習慣を生み出す一連の行いを、いかなる動機が最初に生み出したかという問題が再び起こるからである。明らかに、利益以外の原理は存在しない。」(Hume (1939-40), p.354, 訳第3巻 pp.112-113)

29 後に見るように、所有権は集団の構成員の相互信頼が前提となって成立するに至る。この点に鑑みれば、集団的所有にはおそらく私的所有より強い信頼関係が必須条件となるように思われる。なぜなら、自己保存に関わって自己決定の及ぶ範囲がより狭められるからであり、また集団的所有が全員の利益となるためには、前提条件として公平な分配を可能にするための機序あるいは権威について、全員の合意がすでに存在していることが必要条件だからである。こうした条件は、血縁集団や土着部族あるいは宗教的コロニーなど比較的小さな集団では成立しやすいが、見知らぬ者どうしが自己保存を第一目的として集う大規模社会ではより困難だと思われる。たとえばハイエクはこの点について次のように述べている。「対立を防止するために何らかの合意が必要になる人々の範囲が拡大すると、特定の目的に関する合意は必然的に成立しにくくなっていく。だんだんと、人々が住みたいと思う種類の社会の一定の抽象的側面に関する合意しか成立しなくなるのである。これは、社会がより外延的になっていくほど、その社会の構成員全体にとって既知の特定の事実（あるいは彼らによって分与されている特定の利益）が少なくなるという事実の、帰結である。」(Hayek (1976), pp.12-13, 訳 p.22-23)

ることは、広義の経済学に類する本稿のような立場に立つ以上、自然なアプローチであろう。また統治機構の必然性やそれへの服従についても、ロックがつとに論じたように私的占有状態の固定を目的とするという観点から論じるのが自然な理路であろう。<sup>30, 31</sup>

### III 私的所有制度の成立過程

（自然状態と行為主体）

ここでは、いかなる形態であれ小規模な血縁関係を超越する支配従属関係を有さない集団状況という意味で「自然状態」にある諸個人の集まりの中で、私的所有権が確立された社会状態が自生的秩序として成立するプロセスを仮説モデルで推測する。すなわち、諸個人は、組織化された共同体を構成して、外的にも内的にも独立した個人として存在しているか、あるいは帰属集団を形成する場合でも家族ないしそれに準じる小規模な自然集団にとどまるものとする。<sup>32</sup>

諸個人は、自然状態の中では、将来の出来事とその発生確率についてある程度推測できるような状態におかれていると想定する。<sup>33</sup>このような不確実な状態は、主体をとりまく環境そのものがもつ「ゆらぎ」や、行為主体に固有の情報処理能力が不完全なことに起因している。このようにいわゆる「手続き的不確実性」に直面した主体は、期待効用最大化といった逐次最適化あるいは完全合理的行動の追求より、規則的に行動することがむしろ合理的であることがかねてより指摘されてきた。すなわち、もし環境が一定の定常性をもつ確率空間を産出するなら、その環境の中での経験を通じて学習が行われるので、それに基づく行為ルール（経験則）に従って行動することには、その空間が持続する限りで一定の合理性があるのである。そして、諸個人は、経験の蓄積の中から平均的に利得を生み出す行為ルールを選び取っていくものとする。したがって以下では、

30 「最高権力といえども、いかなる人間からも、その人間自身の同意なしには所有物の一部なりとも奪うことはできない。なぜならば、固有権の保全こそが統治の目的であり、そのためにこそ人々は社会に入るのだから、国民が所有権をもつべきであるということは必然的に想定され要請されることであって、そうでなければ、彼らは、社会に入る目的であったものを社会に入ることによって失うことになると考えなければならず、そんなことは、誰であっても認めないし著しく不合理なことである。」（Locke（1690）、p.190、訳 p.460）

31 本節で述べた小論の立場は、諸個人の「おおよその平等性」という想定を除けば、ハートが「自然法の最小限の内容」としたものと整合的である。

32 たとえていえばルソーの『人間不平等起源論』第2部冒頭における〈私有と労働の始まり〉までに叙述されているような状態である。

33 ドージ=エディジが「弱実在的不確実性」と名付けたタイプの不確実性である。詳しくは Dosi and Egidi（1991）を参照されたい。

34 周知のように、その嚆矢となったのがサイモン（Simon（1945））の「限定合理性」概念であり、それに確率表現を与えたのがハイナー（Heiner（1983））である。ハイナーのモデルは、現代の旧制度学派では、進化論的アプローチによる制度論に親和的な行為モデルとして一定の肯定的評価を受けている。たとえば North（1990）、Chap.3を参照のこと。

主体が従う行為ルールは、<sup>テレオノミツク</sup>事後的经验の合理性を有するものと想定する。いかなる行為ルールであれ、主体にとってなんらかの基準で見て主体の存続に有利にはたらくかぎりで保有されると想定するのは自然であろう。事後的にみて利得を生み出さないようなルールも中にはあろうが、そうしたルールは、自己保存にとって有利に働くとは言えず、経験からの学習を通じて棄却されると考えられるからである。

次に諸個人は自然状態の中で、一定量の有体物（以下「財」と表記する）を占有しているものとする。ここで「占有」とはある財を自らの意思で処分する上での〈人とモノ〉との物理的関係である。一方「所有」は、当該主体による財の占有状態を集団の構成員から認知・受容されており、ヘーゲルがいうように「譲渡」という行為が意味をもつ状態である。したがって後者は財をめぐる〈人と人〉との関係である。<sup>35</sup>

諸個人が、財を占有するに至る方法は、原則、次の三通りである。「略奪」、すなわち他者によってすでに占有状態にある財を占有者の同意を得ることなく自らの占有物とする場合／「労働」、すなわちロックが言うように占有者の存在しない財を自らの対自然的活動（生産・採取・偶然的拾得など）によって占有する場合／そして「譲渡（交換・互酬・贈与）」、すなわち相互の合意の上での占有状態の変更である。譲渡は所有制度が実質的に存在している段階でのことであるので、以下では、最初の二つのいずれかの方法で何らかの財を占有している主体を想定する。

われわれは生活空間が互いにオーバーラップした複数の主体が一定期間にわたって特定の共通権力を欠いた状態で存在している状況をたんに「集団」とよぶことにする。集団の中で諸個人は、本性的にはホッブスのいう第一の自然法、すなわち、「平和をもとめ、それにしたが<sup>36</sup>」うが、略奪や攻撃された場合には「われわれがなしうるすべての手段によって、われわれ自身を防衛する<sup>37</sup>」という「自然権」を行使する平和的な主体と、偶発的な意味で強者であるため、第一の自然法に従う誘因が低く他者の占有物を略取しようとする誘因をもつ主体から構成されているとする。ただしいずれのタイプの主体も、自己保存あるいは自己利益を第一の目的とする主体であるという点では共通して<sup>38</sup>る。

以下では、平和志向の主体を Type R とし、略奪傾向をもつ主体は Type W と表記する。Type R は、自らの情報処理能力および経験に基づいて遭遇した相手が略奪誘因の低い相手（Type R）であると推測した場合には、略奪行為にたいする監視活動を解除

35 本論文で論じる「所有権」とは制度として成立した権利のことであり、ロックのように制度化以前の自然法による所有権は含まれていない。

36 Hobbes (1651), p.87, 訳 (第1巻) p.217

37 Hobbes (1651), p.87, 訳 (第1巻) pp.217-218

38 あるいはルソーが「ジュネーヴ草稿」で描いているような自己保存を第一義に考え、「一般意志にしたがうことが自分の個人的な利益となる理由をまだ理解できない」(Rousseau (1762) の訳書に所収の「ジュネーヴ草稿」p.316) ところの「独立した人間」に準じる存在と見て良い。

して生産的活動に資源を集中し、そうでない場合には一定の警戒を怠らない主体（以下 Type  $R_1$  と表記する）と、情報処理能力が低いためにそうしたルールをもたず、常に警戒的である主体（以下 Type  $R_2$  と表記する）からなるものとする。Type  $R$  は  $R_1$  か  $R_2$  のいずれかだが、その分類は固定的である必要はない。Type  $R_2$  であっても、経験が蓄積され相手のタイプを見極めることができるようになれば、Type  $R_1$  に移行する可能性を有すると考えるのは無理のない想定であろう。一方、Type  $W$  は偶有的な優位性があるので、自らの生産的労働によって財を占有するより略奪したほうが占有物を確実に増やせる主体である。<sup>39</sup>しかし、Type  $W$  についても、略奪のコストが高まるなどの理由で、略奪よりも生産的労働による財の占有が有利になれば、Type  $R$  に移行すると考えることは自然であろう。<sup>40</sup>

本論文では、Type  $R$  と Type  $W$  の主体が偏りなく混合された状態で分布しており、諸個人はランダム・マッチングの状態におかれている集団状況を「自然状態」のもう一つの条件とする。そして、諸個人にとって、遭遇した相手（主体がその存在に対してなんらかの対応をとることを意識せざるをえないような他者）が Type  $R$  であるか Type  $W$  であるかは、相手の振る舞い方や所持物あるいは過去の遭遇経験などの限定された情報に基づいて確率的にしか推測できない状況を想定する。

#### （行為のルール）

以下でモデル分析をするために主体の行為ルールを次のように具体的に規定する。Type  $R_1$  の行為主体は、相手を見て Type  $R$  であると推測する場合には、自らの占有物をとくに守らず、そのための資源を生産的活動に充て、一定の純生産物を占有できるものとする。しかし相手が Type  $W$  であると推測した場合は、一定の資源を割いて略奪者の行動を監視する。そして実際に相手が略奪を試みたときにはさらに一定の資源を割いて撃退し占有物を守る（状況判断をするタイプ）。一方、Type  $R_2$  の場合は、どのような相手に対しても常に一定の資源を監視活動に充て、また略奪に対してはさらに資源を投下して占有物を守る（状況判断をしないタイプ）。

自然状態にあるこの集団では Type  $R$  と Type  $W$  の主体は均一に分布し、ある個人が遭遇した相手が前者のタイプである確率は  $p(R)$ 、後者の確率は  $p(W)$  であり、上で示した自然状態の定義からこの確率は集団の全メンバーにとって共通するものと考えられる。このとき、Type  $R$  に分類される第  $i$  個人にとって、この行為ルールのペイオフは次表のようになると考えてよい。

39 もちろん Type  $R$  の中にも同様の主体は存在するであろうが、Type  $R$  は第一の自然法に従うことを優先する主体と想定している。

40 本稿で提示するモデルがゲーム理論の枠組みになじみにくい理由の一つは、主体のタイプが固定されていず、学習や状況の変化に応じて他のタイプに変化することによる。

		R	W
		$g_i$	0
R <sub>1</sub> : 状況判断をする	$a_1$	$g_i$	0
	$a_0$	$g_i - q_i$	$g_i - q_i - d_i$
R <sub>2</sub> : 状況判断をしない		$g_i - q_i$	$g_i - q_i - d_i$

$g_i$  (添え字の  $i$  は個人を表す) は占有している全資源を生産的活動 (労働) に投下したことによって得られる財の純価値<sup>41</sup>,  $q_i$  は監視のための費用,  $d_i$  は相手が略奪を仕掛けたときの撃退費用 (相手に奪われた財を含む) である。また防衛費用 (監視費用および撃退費用) は, ルールをまったく保持しなかった場合と, ルールを保持している場合とでは相違することはありうるが, ここでは同じものとして議論をする。R は相手が Type R である場合, W は相手が Type W である場合を示す。 $a_1$  は相手を Type R と推測して全資源を生産的活動に投下する場合,  $a_0$  は Type W と推測して監視を怠らない場合を意味する。また, 監視活動なしに有効な撃退は不可能であり, 監視・撃退費用を投下しない場合は, 略奪にあった場合, 労働による全成果が奪われると仮定している。さらに, 監視活動を行った上で  $d_i$  だけの撃退費用をかければ, 占有物は守れるとする<sup>42</sup>。 $g_i, q_i, d_i$  はすべての個人について正であり, かつ  $g_i - q_i - d_i > 0$  と仮定する。一方, Type W であるためには, 略奪によって手に入れる財の価値は, 略奪に要する機会費用を上回っていないなければならない。

上表の各セルに対応する確率は次のようである。

		R	W
		$p_i(a_1 \cap R)$	$p_i(a_1 \cap W)$
R <sub>1</sub> : 状況判断をする	$a_1$	$p_i(a_1 \cap R)$	$p_i(a_1 \cap W)$
	$a_0$	$p_i(a_0 \cap R)$	$p_i(a_0 \cap W)$
R <sub>2</sub> : 状況判断をしない		$p(R)$	$p(W)$

以上の条件の下で, 第  $i$  個人にとって遭遇した相手のタイプを見極めるといふ行為ルールを保持することが結果的に利得を生むためには, つまり Type R<sub>1</sub> であるためには, そのルールを保持することによる利得の期待値が, そうでない (相手の見極めをしない) 場合の期待利得より大きいことを示す次の条件が満たされなければならない<sup>43</sup>。

41 以下では監視活動や撃退に資源を投じるときも  $g_i$  だけの財を得られるとしているが, 生産活動に対するそのマイナス効果はすべて  $q_i$  および  $d_i$  に反映されているものとする。  
 42 どのような高さに  $d_i$  を設定してもなお撃退できない主体もいるであろうが, そのような主体は, 少なくとも独立した個体としては淘汰されると考えて良いだろう。  
 43 実際にルール保持が平均して有利になっている条件を条件付確率の定義  $p_i(a_j | R) = p_i(a_j \cap R) / p(R)$ ,  $p_i(a_j | W) = p_i(a_j \cap W) / p(W)$ , ( $j = 1, 0$ ) を用いて主体の状況に対する反応を示す事後確率に変換したものである。

$$\{g_i p_i(a_1 | R) + (g_i - q_i) p_i(a_0 | R)\} p(R) + (g_i - q_i - d_i) p_i(a_0 | W) p(W) > (g_i - q_i) p(R) + (g_i - q_i - d_i) p(W)$$

ここで、自明の関係

$$\begin{aligned} p_i(a_1 | R) + p_i(a_0 | R) &\equiv 1 \\ p_i(a_1 | W) + p_i(a_0 | W) &\equiv 1 \\ p(R) + p(W) &\equiv 1 \end{aligned}$$

を考慮すると、この条件は次の条件と同値である。

$$\frac{p_i(a_1 | R)}{p_i(a_1 | W)} > \frac{g_i - q_i - d_i}{q_i} \frac{1 - p(R)}{p(R)}$$

したがって、この条件が満たされている主体（Type  $R_i$ ）は、このルールをもって相手に対応することが平均して利得を生むことになる。この条件をハイナーに倣って「信頼性条件」とよぶことにする。明らかにこの条件は、利得を最大化するという意味で完全合理的な行動ではないし、また相手の行動に対して最適な反応になっている必然性もない。しかし、完全合理的な場合も含め、どのような行為ルールであれ、この条件を満たしていなければ、行為ルールとして保持する価値がない。その意味でこの条件は、相手を見極めるというルールに従って行為することが結果的に利得を生むための必要条件と見なすことができる。

上式の左辺  $p_i(a_1 | R) / p_i(a_1 | W)$  は、第  $i$  主体が他者に遭遇したとき自らの情報と情報処理能力を用いて相手を Type  $R$  と推測して監視活動をせず、資源を全て生産的活動に充てるという行為をすることの信頼性を示している（以下、比率  $p_i(a_1 | R) / p_i(a_1 | W)$  を「信頼率」とよぶことにする）。もし主体が経験豊富で相手のタイプを見極める能力の高い主体であれば、 $p_i(a_1 | R)$  は  $p_i(a_1 | W)$  に対して十分大きな値をとるものと思われ、その場合、 $p_i(a_1 | R) / p_i(a_1 | W)$  は 1 より大きくかつ相対的に高い値をとる。極端なケースだが、完全な情報処理能力を有する主体であれば  $p_i(a_1 | R) = 1$  かつ  $p_i(a_1 | W) = 0$  であり、信頼率は無限大となる。すなわち、常に相手のタイプを 100% 確実に見極められるので、現象的にはルールに従って行動しているのか逐次合理的に行動しているのか見分けがつかなくなる。また、まったくランダムにこのルールに従うしかない主体については、 $p_i(a_1 | R)$  と  $p_i(a_1 | W)$  とはほぼ同等と見て良いので、信頼率は 1 の近傍にある。<sup>44</sup>

44 主体が無知であるがゆえにルールの行動が意味をもつことをハイエクは次のように述べている。「特定の行為の帰結全てを知っているからではなく知らないからこそ、人間は行動ルールを発展させて」

ところで、進化論が主張するように、個体が生き残るためには完全合理的である必要はなく、少なくとも淘汰に耐えうるほどの合理性があれば存続可能である。本稿の場合、その個体に相当するものは $\dot{主体}$ ではなく $\dot{行為}$  $\dot{ルール}$ であり、主体は「環境」に相当する。したがって、この条件を充たさないようなルールは、それを保持する主体に利得を与えないという意味で環境適合的ではなく、そのようなルールはやがて棄却される。したがって、ある行為ルールが、自然状態にある主体によって持続的に保持されているとすれば、そのルールは信頼性条件を充たしているはずである。<sup>45</sup>

この信頼性条件は、単純ではあるが、興味深い洞察を与えてくれる。それは、占有物の価値  $g_i$  が大きくなればなるほど、このルール保持に必要な情報処理能力（相手を見極める能力）が高くなる必要があることである。また監視費用  $q_i$  や撃退費用  $d_i$  が大きくなればなるほど、逆に、情報処理能力が低い主体でも、このルールを保持することが利得を生むようになることである。

人類史の早い段階においては生産性が低く、日常生活の維持に生産物のほとんどが費消されてしまうため、占有物を守るためにかけなければならない機会費用は相対的に高かったと推測できる。信頼性条件はそのような状況のときこそ、他者の占有物を略奪せずにもっぱら生産的活動に専念することに合意することが、お互いの利益に繋がることを示唆する。また、Type R の主体が多ければ多いほど  $p(R)$ （遭遇した相手に略奪されないケースの頻度）は高くなるため、信頼性条件の右辺の値はより低くなり、より充たされやすくなる。

つまり占有物の価値が大きいゆえに、それを守ろうとして互いの占有物を略奪しないルールを作ろうとするのではなく、 $\dot{相対的に}$  $\dot{大きな}$  $\dot{犠牲}$  $\dot{を}$  $\dot{は}$  $\dot{ら}$  $\dot{っ}$  $\dot{て}$  $\dot{も}$  $\dot{それ}$  $\dot{によ}$  $\dot{っ$  $\dot{て}$  $\dot{守}$  $\dot{れ}$  $\dot{る}$  $\dot{占}$  $\dot{有}$  $\dot{物}$  $\dot{の}$  $\dot{価}$  $\dot{値}$  $\dot{が}$  $\dot{小}$  $\dot{さい}$  $\dot{が}$  $\dot{ゆ}$  $\dot{え}$  $\dot{に}$ 、稀少な資源をその防衛費用で食いつぶしてしまわないために、互いに平和的に共存しようとするのである。そして平和的に共存しようとするメンバーが増えれば増えるほど  $p(R)$  は大きな値をとるので、信頼性条件が満たされやすくなり、そのルールを保持することの合理性は強化されるのである。

それとは対照的に、防衛費用に比べ大きな価値を有する財を占有する主体は、信頼性条件を満たしにくいので、共存的に行動する誘因は低い。もしこのような主体が大きな資源を占有していれば、Type R でいるより Type W に移行し、潤沢な資源を監視・撃退・略奪などに投下した方がより確実な利得をもたらすのである。言い換えれば、貧し

きた。・・・事実、もし人々が万事を知っているのであれば、ルールの必要性などありはしない」。Hayek (1976), pp.20-21, 訳 p.33

45 こうしたルールの保持は、不確実な環境の中での進化的適応の結果であるとしてハイエクは次のように述べている。「適切な行動ルールというのは、われわれが遭遇するであろう具体的事象についての明示的な知識から導出されるのではない。むしろ、それらは、環境に対する一つの適応にすぎない。」Hayek (1976), p.6, 訳 pp.12-13



いがゆえに略奪するのではなく、富めるがゆえに自警によって占有物を守る一方で、その物理力を行使してより略奪的な行為に駆られる誘因が働く可能性のあることをこの条件は示唆している。それゆえ、経済的格差が一定以上に大きく、しかも支配層が富裕層でもある社会においては、支配層において信約による財産保護の誘因が希薄化し、物理的強制力に訴えて財産を保全しようとし、それが困難なときには他集団の所有制度（たとえば外国）の下で蓄財することを、もしそれが可能であれば、選択するようになってもあながち不可解ではない。これは為政者が、自らが統治する社会に信を置いていないことを意味し、また被支配層も大きな経済格差を生み出す制度に当然信頼を寄せないであろうから、社会はその根柢において液状化することは想像に難くない。経済的格差についての数多くの実証研究が現に示しているように、社会の安定と大きな経済的格差は両立しにくい。

キウイタス グレートソサエティ  
 （共同体の成立と大規模社会への成長）

ここでは、諸個人は経験から学習すると想定しているが、それは主体の情報処理能力を引き上げる効果として表現することができる。すなわち、時間の経過とともに他の主体との遭遇経験が蓄積されることで、各主体の信頼率が傾向的に上昇していくことになる。これは時間とともに、Type R<sub>1</sub>の数が増加傾向を示すことに他ならない。そして、Type R<sub>1</sub>の主体間での平和的共存状態が一定以上の範囲・期間になれば、自然発生的に共存状態にある主体の間に相互信頼のネットワークが生まれ、やがてノージックのいう「相互保護協会」に似た組織の創設に至るかもしれない。なぜなら、それによって意思決定に伴う不確実性を逡減させる効果を期待できるからである。

こうした組織の創設は局所的ながら一種の社会契約と見ることができるが、ホブズとは異なり、諸個人は自らの自由を庇護と引き換えに権力者に譲り渡す主体でもなく、またロックとは異なり、本性として契約を遵守する自然法倫理を体現した主体でもない。こうした形での社会契約を結ぶことが自己利益につながるからそれに従うのである。しかし繰り返しになるが、自己利益を確保しようとする主体ではあるが、逐次最適化を図る合理的な主体をここでは前提していない。そうした主体を想定すると、合意は、事前合理的計算の結果としての均衡という形をとらざるを得ないが、ここでは、集団状態はかならずしも均衡にある必要はない。なぜなら、信頼性条件は単に期待利得を事後的に正にするための下限を示しているにすぎず、その条件を満たしているからといって、すべての主体が事前に形成する期待を満たすような結果を得ているとは限らないからである。<sup>46</sup>加えてここでは各主体は遭遇経験から学習することで自らの信頼率を上げていく過程にあり、静態的な均衡概念はここではふさわしくない。またここには、当該

46 とりわけ Type R<sub>2</sub>は、行為ルールに選択肢がないので均衡という概念が適用できない主体である。

社会において実現するであろう資源配分状態についての規範的な基準はなんら含まれていない。この意味で、こうして結ばれる社会契約の性格は、ホブズやロックあるいは逐次最適化を行う合理的主体を前提にするアプローチのものより、はるかに緩いものである。

ともあれ、こうした原初の秩序形成によって集団は協会員と非会員（ルソーやノージックに倣って「独立人」とよぶ）に分かたれ、自然状態を脱する。そして独立人による略奪行為に対しては、協会メンバーの共同責任においてそれを排除するシステムを作るのである。すなわちこの段階に至って自然状態にある集団の中に、相互信頼を紐帯としているという意味で「共同体」としての体裁をもった部分集団が登場する段階に進化する。また、このシステムによれば、メンバーと独立人を（たとえば居住地の違い、装束の違い、あるいは会員証の発行などのシグナリングによって）明確に区別することで確実に Type R を識別できる一方で、非会員の中に含まれる Type W の確率は、当然、高くなるので会員外の主体と遭遇した際より警戒的になり、それによって略奪の被害を遡減させる効果が期待できる。

こうして人びとは自然状態とは違った状況で行動することになるが、そこで何が起こるかを推論してみよう。以下、議論を無用に複雑にしないため、Type R<sub>1</sub> がすべて協会員になった状態を想定する。また協会は、その規模が大きいほど Type W に対するより大きな抑止力となるので、協会のルールに従うという条件で新入会員の入会を認めるものとする。したがって集団は、相互保護協会員と独立人（Type R<sub>2</sub> および Type W）に分かたれる。この新しい環境で Type R<sub>2</sub> が直面する問題は、おそらく相互保護協会に入会するかどうかであろうが、自己保存という観点から見れば、入会しないという選択肢はもはや合理的ではない。入会すれば協会の保護を受けられるという事実の不確実性はほとんどないからである。また協会が行うなんらかのシグナリングによって、情報処理能力が低い Type R<sub>2</sub> であっても協会員と独立人とを容易に見分けられる状況が生まれるので、「協会員に対しては警戒せず、非協会員に対してのみ警戒・防衛を行う」という新しいルールを持つようになるかもしれない。しかし、協会のメンバーシップを得るためのコストは、自ら占有物を保護するコストより低いはずだから（そうでないと誰も協会員にならない）、協会のメンバーになることがこの場合でも合理的である。

Type W については、その状況下では協会メンバーの略奪は諦めざるをえず、残された選択肢は、協会への入会によってその数が減少傾向にある Type R<sub>2</sub> か他の Type W の略奪になる。これは個々の Type R<sub>2</sub> がより略奪に遭遇する確率を高めるので、彼らが相互保護協会の保護を求める誘因をさらに高めてしまう。こうしてついには Type W の間での略奪が最後の選択肢となるが、生産活動をしない者どうしの略奪合戦は所詮ゼロサム・ゲームであり、こうした集団が経済発展する見込みはもとよりない。また仮に相互

保護協会のメンバーの占有物を略奪しようとした場合でも、協会の強大な物理力の行使によって撃退されるので、Type W の略奪行為にかかるコストが増加し、略奪はこの面でも割に合わないビジネスになっていく。こうして Type W にとっても略奪よりも自らの生産的労働による占有が有利となるなら、そのことは彼らをして Type R への移行を促すであろうし、そうであるならばより大きな経済的成果を求めて相互保護協会に加盟することがなお合理的になる。こうして相互信頼ではなく、自己利益の確保を唯一の動機として入会するメンバーが増加することで、共同体は大規模社会へと成長していく。

一方、協会員となった諸個人は、協会のメンバーシップ会費と引き換えに監視活動や撃退活動を一元化することで一人当たり防衛費用を低くすることができ、より多くの資源を生産的活動に振り向けることができ、加えて生産活動の成果の占有が保障されることで生産活動のモチベーションが高まるならば、早晩、個人的必要を上回るほどの生産性をもつ主体が現れるようになることは十分考えられる。こうした生産性の向上によって余剰生産物が生み出され、やがてそこかしこで市が立ち、自発的交換という譲渡形式が資源配分の基本ルールになっていくことは想像に難くない。<sup>47</sup> それゆえ、こうして生み出される市場秩序をハイエクが、元々「コミュニティに入れる」とか「敵から味方に変わる」という意味をもつギリシャ語動詞 *katallattein* を語源にもつ *catallaxy* という言葉で表現したことに、われわれは深い意味を読み込むことができる。<sup>48</sup> 市場の始原の姿は、利己的主体による生存競争の場ではなく、相互信頼を基礎とした互恵的協同秩序なのである。

そうした市場秩序が一定の規模に達すれば、アダム・スミスが経済発展の原動力として注目した「分業」が意味をもつ条件が生まれ、生産性はさらに向上するだろう。これらの相乗効果によって相互保護協会のメンバーは、独立して活動していたときよりはるかに大きな経済的成果を手にすることができるようになる。早晩そうした相互保護協会のメンバーの経済的パフォーマンスの高さは他集団にも知られるところとなり、そうした集団の中からも新規加入者が現われたり、相互保護協会のシステムを模倣する集団が新たに出てくるようになるだろう。すなわち、ハイエクのいう文化的進化（ルールの拡散過程）が始まるのである。<sup>49</sup>

47 市場はしばしば、需要供給が生み出すもっとも基本的な自生的秩序のようにいわれるが、グライフがいうように、そもそも「交換が生じるためには、所有権を保護し、契約を履行するための制度が整っていないなければならない」（Greif（2006）、訳 p.49）のである。したがって需要供給が生み出す秩序というより、私的所有・自発的交換・一定の決済方法などの複数の行為ルールが結合して創り出す秩序として捉えるべきである。それゆえ、基礎にあるそうしたルールが一つでも制度として破綻すれば、市場という秩序も破綻する。

48 Hayek（1976）、pp.108-109、訳 pp.151-152 を参照されたい。

49 ハイエクはルールの拡散過程について次のように述べている。「そのようなルールがなぜ発達する傾向があるかという、より有効な行為秩序をもたらすルールをたまたま取り入れた集団が有効性の劣る秩序をもつ他の集団より優位に立つ傾向があるからである。・・・また一定のルールは、独立に行為す

こうして、ひとたび相互保護協会が設立されると、自己保存を第一義とする主体からなる集団では、その設立自体が新規メンバー入会の誘因をつくりだすだけでなく、メンバーの増加すること自体が、さらに新規入会者を生み出す誘因を高める効果を有している。すなわち「再帰的強化 reflexive-enforcement」が働くのである。こうした再帰的強化のメカニズムは自生的秩序形成の本質である。社会契約論が、あたかも相転移が起こるかのような形で契約状態の成立を叙述する傾向があるのは、この自己組織的あるいは再帰的強化の過程が視野に入っていないからである。<sup>50</sup>

ところで、ハイエクは人びとの間で成立する合意あるいは社会契約の性格について「確立された実践あるいは慣習を言葉によるルール<sup>51</sup>の形で明示的に言明することは、この存在についての同意をとりつけることであって、新しいルール作りを目指しているのではない」と述べている。あるいはヒュームは次のように述べている。「この合意は約束という本性のものではない。なぜなら、・・・約束自体もやはり人間の合意から生ずるからである。この合意は、共通の利益に全員が気づくこと（感覚 sense）にすぎず、社会のすべての成員はこの感覚をたがいに表出し、この感覚に誘導されて、一定の規則に従って自分の振る舞いを規制するのである。<sup>52</sup>」したがって私的所有に関する合意は、社会契約論のように自覚的・意識的・集団的に結ばれるのではなく「徐々に生じ、ゆっくりとした進行を通じて、その規則に背くことの不都合が繰り返し経験されることによって、強くなる・・・この経験が、利益の感覚が仲間全員に共通のものになったという確信をよりいっそう強め、彼らの振る舞いが今後も規則的であるという信頼を与え<sup>53</sup>」ていくプロセスなのである。この説明は、上に述べたプロセスを経て成立する秩序にもそのまま妥当する。自己利益の確保、経験からの学習と慣習的ルール<sup>53</sup>の成立、再帰的強化の作用は、自生的秩序形成の根本にあるメカニズムである。

こうした状況の中で人々が協同に至るプロセスを同じくヒュームは次のように述べている。「社会全体が協同する行為の体系全体は、全体にとっても、あらゆる個々の部分にとっても限りなく有利なのを見てとるに十分な経験を人々が積むならば、遠からずし

ゝ 他者との関係において期待をより成功裏に導くことによって優位に立つ。事実、一定のルールの優位性は、閉鎖集団のなかだけでなく、偶然出会い、個人的には面識のない人たちの間でも、それらが有効な秩序を創り出すという事実の中で明白になることが多い。このように、それらは、命令とは異なって、共通の意図を追求しているのでない人たちの間にも秩序をつくりだす。」Hayek (1973), p.99, 訳 p.129

50 バウチャーとケリーはノージックが『アナキー・国家・ユートピア』で展開した議論の決定的な難点として「どのよう<sup>50</sup>にわれわれは、保護が保護サービスを購入した人々<sup>50</sup>にのみ提供される超最小国家から、すべての人々が保護される最小国家へと移るのであろうか」(Boucher and Kelly (1994), p.6, 訳 p.10)と指摘している。小論の議論は、ノージックの最小国家論に関するものではないが、上で描いた相互保護協会の自生的拡大のプロセスは、その批判に対する一つの回答といえるだろう。

51 Hayek (1973), p.77, 訳 p.102

52 Hume (1739-40), pp.314-315, 訳第3巻, p.44

53 Hume (1739-40), p.315, 訳第3巻, p.45

て正義と所有が発生する。社会のあらゆる成員がこの利益に気づく。全員がこの感覚（気づき）と、他の人たちも同じようにする（体系に従う）という条件で自分の行為をこの体系に合わせる決意とを、仲間たち（社会の他の成員）に表明する。この人たち（社会の成員）のうち誰でも、最初に機会のある人が正義の行いを実行するのに、これ以上何も必要ではない。この行いが他の人たちに見本を示す。こうして正義が一種の合意ないし一致によって確立される。合意ないし一致とはすなわち、利益の感覚が、全員の共通と考えられたものであり、この感覚があるところでは、個々の行いのすべてが他の人が同様のことを実行することをあてにして実行される。<sup>54</sup>」すなわち、ボートの上で二人の人間がそれぞれ片側のオールを漕ぐというヒュームの有名な例に見られるように、他者も自分と同じルールに従うという信頼が、自分自身がそのルールに従う前提になっており、またそのこと自体が、他者が同じルールに従う前提になっているのである。これは、ギデنزが「構造の二重性」<sup>55</sup>とよび、グライフが「自己強化的 self-enforcing」<sup>56</sup>と形容したところの、制度一般がもつ相互依存構造に対応するものである。

こうしてできあがる制度には、それが成立する以前の経験を通じて形成された自らの「感覚」に対する信頼が基礎にある。各主体は、様々な主体と遭遇する中で、相手が Type R か Type W であるかについてより確信をもって同定できるようになっていくのである。こうした自らの判断に対する強い信頼感はやがては Type R と同定した主体に投影され、人格的信頼に転化していくことは十分類推しうる。この点で本稿における理論的説明は、事前合理的モデルとは根本的に異なり、経験からの学習を重視するヒュームやハイエクの主張と軌を一にしている。すなわち、人々はまずは自己保存・自己利益を目的とするのであるが、白紙の状態で戦略的あるいは功利的計算に徹して合意するのではなく、経験を通じ醸成された相互信頼や黙約を前提とした上で明示的ルールの制定に立ち会うのである。ハイエクはいう。「構成員がある一定程度一致する意見をすでに持っているのではない限り、どんな集団でも明文化されたルールに合意するとは考えられない。そのような意見の一致は、したがって、行為の特定の目的についての合意ではないにしても、明文化された正義に適う行動ルールに関する明示的な同意に先行するものでなければならない。」<sup>57</sup>すなわち、ヒュームの言葉を借りれば、そこには、明文化こそされていないが「共通利益の一般的感覚」あるいは黙約がコンベンションとしてすでに成立している<sup>58</sup>のであり、それがあがゆえに法の成立に不可欠な「究極の承認」が効力を

54 Hume (1739-40), pp.319-320, 訳第3巻, p.52 (( )内は訳者による注釈。)

55 Giddens (1977), 序論

56 Greif (2006), 第2章。訳書では「自己実現的」と訳されている。

57 Hayek (1973), p.95, 訳 p.125

58 互いの占有物を防護するために資源投下をしないという契約を合理的主体のあいだで結ぼうとする場合、囚人のジレンマが成立するので、通常は「合意しない」という選択が支配戦略になるが、ここでは、こうした信頼が合意に先立って形成されているので、協力ゲームにおける均衡として合意（結託）がノ

もつのである。

(所有制度の樹立)

しかし、果たしてこれだけで相互保護協会の維持・存続は保障されるだろうか。メンバー数を増やすことで、外部に対してはより効果的に占有物を略奪から守るシステムを築くことができるが、一方で、経験を互いに共有していない構成員が次々に入会することで、顔見知りからなる共同体から大規模社会の段階に進行し、経験に裏付けられた信頼という紐帯が弱まることによって協会員の間でモラルハザードが生じる可能性が出てくる。たとえば脱税のように、協会のメンバーシップ会費を支払わないフリーライダーが出てくる可能性がある。また、協会のメンバー間では占有物を物理力の行使によって防衛しないというルールが周知されているが、このことはより低いコストでメンバーの占有物を盗めることを意味する。あるいは信頼を逆手にとって詐欺をはたらく者も出てくるだろう。ヒュームが指摘するように、人は目先の利益に囚われがちなのである<sup>59</sup>。こうした背信行為に対する反発の感覚から「直ちに正義と不正義の観念が生じ、所有、権利、責務の観念が生じる<sup>60</sup>」ことになる。ロックの言葉を引けば、まさに「『所有なくして正義なし』は、ユークリッドのいかなる論証とも等しく確かな命題<sup>61</sup>」といえるだろう。

序でながら、こうした内部問題も同じく信頼性条件によって簡潔に表示することができる。窃盗を例にとろう。窃盗によって得られる利益を  $g_i$ 、窃盗にかかる費用を  $c_i$ 、逮捕されずに略奪できる確率を  $p(R)$ 、逮捕される確率を  $p(W)$ 、そして逮捕されたときの罰金を  $f_i$  とすると、この協会内で略奪するという行為ルールを保持することの期待利益が正になるための条件は、次の式で表せる。ただし  $b_i$  はチャンスがあれば窃盗をするという行為を示す。また、逮捕された場合には窃盗品は没収されると想定している。

$$\frac{p_i(b_i|R)}{p_i(b_i|W)} > \frac{c_i + f_i}{g_i - c_i} \frac{1 - p(R)}{p(R)}$$

この条件を充たす主体については、協会員でありながら、他のメンバーの財産を盗むことが平均的に利得を生み出すことになり、窃盗への誘因が発生する。こうしたことを未然に防ぎ平和的共存状態を維持するためには、窃盗を試みたメンバーを処罰するルールについて合意する必然性がでてくる。窃盗の期待純利益をマイナスにするルール ( $c_i$  や

↘ 成立することになる。

59 Miller, D. (1981), pp.81-82

60 Hume (1739-40), p.315, 訳 p.45

61 Locke (1690 b), p.352

$f_i$  を十分大きな値にする) を定めたり、逮捕される確率  $p(W)$  を上げる努力をすることで、メンバー間での略奪行為を未然に防止しなければならないのである。フリーライダーの問題についても、 $c_i$  をメンバーシップ会費、 $f_i$  を会費未納者に対する追徴金と見なせば同様に議論できる。<sup>62</sup> さらにこれらの条件は、集団が豊かになり、窃盗による利益が大きくなればなるほど、それと並行して罰金を重くしたり摘発率を上げていかなければならないことを示唆しているが、<sup>63</sup> そうした抑圧的な社会への移行を押しとどめる機能を果たしているのが黙約としての市民的モラルだといえる。

また、メンバー間で占有物の処分をめぐる紛争が生じることも考えられる。たとえば占有物の交換をめぐる公正性の問題、あるいは土地の境界を巡る争いや相続財産の配分をめぐる問題などである。このような事象に対しても、それが無用な資源の費消や協会自体の内部崩壊の原因とならないために、占有物の帰属や処分あるいは平和的移転のルールを確立する必要がある。つまり、占有の権原を「労働」と「譲渡」に限る諸ルール、すなわち「所有権」の事実上の確立である。それは「所有の安定」、「同意による譲渡」および「約束の履行」に関する一次的ルールを基本とするものである。

こうした一連のルールに従うという相互信約は、<sup>64</sup> 私有財産権を構成する法体系の萌芽と見ることができる。そして人びとの行為を規定するこれらの一次的ルールに続いて、それらの承認・変更および裁判の権限を付与する二次的ルールが定立されて法としての体裁を整える。<sup>65</sup> これらは表面的には人為による立法という形をとるが、立法化される以前から占有をめぐる紛争は協会内部で起こっていたことは十分ありうることであり、そうした際に、過去の事例でより望ましい結果をもたらした前例に基づくなどして、慣例的に解決を試みてきたものと考えられる。ハイエクに従えば、立法化は、そうした慣習的ルールを発見し、それを構成メンバー間で確認し共有するための作業であり、決してタブラ・ラサの状態でルールを考案するわけではない。その意味では構成メンバーによる意識的合意という体裁をとっているとしても、その本質においては、設計主義的なも

62 この場合も略奪者やフリーライダーの数が増えるに従って摘発率が下がるようであれば、そうした脱法者の数を持続的に増やしていく逆方向への再帰的強化のプロセスが始まる。

63 ヒュームは、為政者に対する忠誠や従属の根拠を合意に基づく原始契約にあるとする説を批判し、次のように述べている。「なぜわれわれは、約束を守らなければならないのか？この問いに対しては、ひとびとが約束を全然尊重しない場合には、現に非常な利益を生じているあの通商や取引上の安全が全く不可能になるからだ」と答えられるにちがいない。」(Hume (1748), p.481, 訳(上) p.146。ただし引用にあたって、訳文に変更を加えた。) この点は自己利益が集団的ルールに従う理由になっているという点で小論の立場と同じである。ゴートイエはこうした点を捉えてヒュームを、合意を重視する社会契約論者の系譜に入れようとするが、自己利益が合意に至る判断基準になっていること自体は、社会契約論であるかどうかの決定的なベンチマークにはならない。

64 もちろんこうした内部ルールに対しても、メンバーはそれに従うべきかどうかを信頼性条件によって判定することになる。それゆえ、ルールで規定される懲罰の重さや監視機関の能力次第では、ルールとして定着しない場合もあり得る。

65 Hart (1961), Chap.5 および chap.8 参照。

のではなく自生的秩序に分類しうるものである。すなわち社会契約論者にとって、契約の成立は新しい体制の発足としての性格を持つものに対し、自生的秩序論においては、「契約」（慣習的ルール<sup>66</sup>の明文化への合意）の成立は、それ以前の相互行為のなかでハイエクが「正義の消極的テスト」とよぶプロセスを経てくり返し再定義されてきた所有や分配に関する基準の再確認という性格をもっているのである。

この点は、近代社会契約論と自生的秩序論を分かち最大の論点である。社会契約論には、メンバー共通のルールに合意する機序を説明する際に、慣習という共有された経験への視線が欠落しているのである。それに代わるものは自然法や自然権であるが、それらを否定したルソーの場合は、立法化の必要を論じたところで、まさに *deus ex machina* とよぶるものを登場させ、次のように述べざるをえなかった<sup>66</sup>。いわく「それぞれの国民にはそれぞれにもっともふさわしい社会的な規範があり、それをみつけだすためには優れた叡智が必要とされる。こうした叡智をもつ者は、人間のすべての情念を熟知していながら、いかなる情念にも動かされない者でなければならない。・・・立法者はあらゆる点において、国家における〈異例な人〉である。その天分においても、その任務においても、異例な人でなければならないのである<sup>67</sup>。」そして立法は、この超越的な資質に恵まれた異例の人格による神託を告げるがごとき業によって実現した「奇蹟」とされるのである<sup>68</sup>。一方、自生的秩序論では累積された慣習を明文化したものが法であり、経験の中で漸進的に整備されていくものであって、異例な人や「神」によって天下りの的に与えられるものではない。まさに「人間の行為の結果ではあるが、何ら人間の設計の産物などではない」秩序なのである。

いずれの説明が説得的であるかについてはなお意見が分かれるかも知れないが、自然状態から派生し共同体から大規模社会となった集団には対外的であれ対内的であれ財産保護などを目的とした強制力を運用するための一組のルールを保有した統治機構の存在を不可欠とする点では違いはない。実際、そうしてできあがった秩序の性格に関するかぎり、われわれの議論は、主権者への絶対的服従をなんら意味しないが、「原初契約者の当事者たちが自分の合意を遵守するのを確実にするための外的強制力<sup>69</sup>」という一点ではホッブスに通じる一面を有しているし、あるいは構成メンバーが協会に譲渡するのが「自然力」にすぎないならば、「すなわち自力救済をさしひかえ、紛争を公権力によって解決する<sup>70</sup>」にとどまるならば、ロックに通じる一面を共有しているといえる。また「自

66 これについて福田は次のように述べている。「それはこれまでの論理とまったく無関係に突然現れ、ただ公民の知性への不信が呼び出したというにすぎない。」(福田 (2012), p.209)

67 Rousseau (1762), pp.74-76, 訳 pp.87-89

68 この点については福田 (2012), II-4-三-(1)「立法者と建国の条件」でより詳しく触れられている。

69 Moore (1994), p.214, 訳 p.285

70 福田 (2012), p.202

71 また統治機構に従う理由をロックは次のように述べている。「人々が、自分の自然の自由を放棄して、



然状態のもとで享受していた自由は、その人の力によって左右されるだけだが、社会的な自由は一般意志による制約を受ける<sup>72</sup>」とするルソーとも、「一般意思」を「共通利益のために合意したルールへの服従義務」と限定的に解釈するならば、重なり合う部分を有している。

ともあれ、ここでの議論に従えば、主体相互の私的抑止力の相互牽制の結果として私的所有制度が発生するのではなく、逆に、メンバーそれぞれが私的に抑止力を持たなくて済むように、私有財産をめぐるルール（法）整備がなされていくことが分かる。また強者が弱者を支配・収奪した結果として成立した権力機構がそうしたルールを強要するのでもない<sup>74</sup>。むしろその逆で、自然状態において略奪傾向をもつ強者に対抗するために、平和共存を選好する主体が寄り集まって個人では達成し得ない強力な集団的防衛機構を生み出したと考えられる<sup>75</sup>。さらに、経済が発展して豊かな富を享受し、諸個人の権利意識や市民意識が高まった結果として互いの占有物を尊重する私的所有制度ができたのではなく、それとは逆に、乏しい生産力しかない未開状態の集団であったからこそ、私的所有制度に準じる慣行的ルールを確立することで経済発展の契機を掴んだといえるのである。今日、多くの国で私的所有制度が、もっとも根源的な制度の一つとして制定されているのは、そうした制度なしにはいかなる社会においても経済発展は可能にならないことの証左であろう。

#### IV むすび

以下、むすびとして、小論での主張およびその含意を要約しておく。まず近代社会契約論と自生的秩序論の関係に関する点である。われわれの議論の主旨は、社会契約論と自生的秩序論が互いに排他的な関係だと断定することにあるのではない。自然権や自然法、あるいは異例な人<sup>オム・エクストラオルディネ</sup>といった概念は、自生的秩序論には馴染まない。また、社会

72 政治社会の拘束の下に身を置く唯一の方法は、他人と合意して、自分の固有権と、共同体に属さない人に対するより大きな保障とを安全に享受することを通じて互いに快適で安全で平和な生活を送るために、一つの共同体に加入し結合することに求められる。」(Locke (1960 a), pp.167-168, 訳 p.406)

73 Resseau, 「ジュネーヴ草稿」(Rousseau (1762) の訳に所収), 訳 p.331。

74 たとえば Rowe (1989) にこうした主張が見られる。

75 慣習論の立場に立ちながらも、所有権が成立するためには搾取者・被搾取者という身分上の格差の存在が先行しなければならないとするのがヴェブレンである。彼によれば、所有権は強制と強奪の慣習ということになる (Veblen (1898-9))。興味深い論点ではあるが、ヴェブレンの所説については、紙幅の制約もありここでは触れない。一点だけ付言するなら、彼の議論は、占有状態の慣習化に関するものであり、設立による commonwealth における所有権の起源の説明ではなく、当然、二次的ルールの成立までを含めた議論にはなっていない。

76 ヒュームは「私はむしろ、統治の最初の萌芽は、同じ社会に属する人々の間の争いからではなく、別々の社会に属する人々の間の争いから生ずると主張する。」(Hume (1739-40), 訳第3巻 p.98) と述べている。本論文の議論も、相互保護協会を一つの社会と見なせば、協会外部の独立人との争いが統治機構を必要としているという点で実質的に同じ立場である。

契約を、自然状態にある諸個人の間である段階で一挙に合意に至る事態として描けば、やはり自生的秩序論とは相容れない。しかし自己保存・自己利益をもとめて人々の間で合意が成立するという点、そしてその内容を確認し固定化するためには明文化（立法化）する必要があること、またそうして成立した契約を実効あるものとするために法に基づく支配が必要だとすることなどの点では、両者の間に架橋しがたいような懸隔は存在しない。実際、近代社会契約論の主立った著作ではこれらの点が渾然一体となって論じられる部分がしばしば見られ、それらを自生的秩序形成の具体的描写として読むことさえできる。また社会契約論を葬り去った張本人といわれているヒュームの著作の中にさえ、ゲーティエなどは契約論的議論を見いだしているぐらいである。

社会契約論をめぐってのこうした叙述や理解のゆえは、近代社会契約論が、『人性論』第3巻でヒュームが批判しているとおりの「存在当為一元論」の構えをとる傾向があることに起因している。同じ問題は、ハイエクの自由論についてしばしば論じられるように、自生的秩序論を自由主義的政治思想と不可分に結びついたものとする主張にも見いだせる。だがこうした点を切り分ければ、自生的秩序論のエッセンスは制度の発生に関する存在論的議論であり、近代社会契約論のそれは制度（とりわけ統治）の正当性に関する規範的議論と同定することができる。実際、ロックに見られる契約論的叙述と人類学的叙述の意味を検討したウォルドロンが総括したように<sup>76</sup>、社会契約論のエッセンスは、原初的ルールについて合意状態があるならばその正当性はいかに担保されているかという規範的議論にあるのであって、歴史の始原において合意に至ったであろう発生過程の説明的議論には、「自然状態」という今日でも頻繁に使われる便利なジャーゴンを生み出したということ以外には積極的な貢献はみられないのである。それゆえに発生過程についての議論は思想史の舞台では背景に退き、現代に至ってその規範的本質だけが、カントを経由して義務論的正義論という形で蘇生したのだといえる。社会契約論において、自然状態や原初状態から合意状態に至る推論は、ときに歴史上実在した過程を対象としているかのように描写されたとしても、その本質は原初的ルールについての合意状態を導くためのたんなる思考実験にすぎないのである。

第二に、所有権の意味に関する点である。所有権が、個人の財産の保全にかかわるのであってみれば、一般に、安定した私的所有制度の恩恵は、大きな財産を持っている者ほど大きいと思われがちではないだろうか。実際、生産力が高まり剰余生産物が生産される段階に至って、原始共産制が私的所有制度に置き換わったのだとする説がある。しかし、その順序は逆である。本稿で示したように、自然状態では生産力が低いゆえに私的所有を制度化することで、稀少資源のより多くを占有物の防衛活動ではなく生産的活動に充当することができ、その結果、経済発展が可能になったと理解できるので

76 Waldron (1994) を参照のこと。

ある。

また、物理的制裁機構をもつ統治機構の成立は、強者が弱者を支配することが端緒ではなく、偶有的な意味での強者あるいは略奪者から自らを守るために平和共存を選好する主体が集合して作り上げた集団的防衛機構として理解できることを示した。もちろん、ロックがつとに警告しているように、そうしてできあがった統治機構がやがて設立の精神を見失い、被統治者に対する搾取機構に変質することは十分ありうることであり、またその証拠を歴史的事実の中に見いだすことは可能であろう。だが、強者による支配への弱者の従属が統治制度の発端ならば、つまり略奪や侵略のみを“commonwealth”の起源として捉えるのであれば、私的所有制度（黙約のレベルのものまで含む）が歴史の早い段階において成立したことの説明は難しくなるのではないか。

人類の歴史が経済発展の歴史でもあることに鑑みれば、私的所有制度を比較的早い段階で確立した社会こそが、より多くの資源を生産活動に投下することで大きな経済的成果を実現し、さらに信頼に基づく市場という効率的な資源配分機構を生み出し、広範な交換行為が分業による生産性向上の前提条件を創り出したことで、経済成長を可能にしていったと理解するほうが、より説得的であるように筆者には思われる。このような進化的プロセスは、まさに古くはアダム・スミスが、そして現代においてはハイエクが見いだした経済発展のメカニズムに他ならない。「国民の富 the wealth of nations」の前提条件には安定した所有制度が不可欠である。そしてその制度の発生には共有された経験に裏付けられた相互信頼がなくてはならない。そうであれば「共通の富 commonwealth」とは、つまるところ、人々が長い時間の経過の中で徐々に積み上げてきた「信頼関係」とそれを担保する諸制度のことだといえはしないか。

#### 参考文献

- Barker, E. (ed.) (1947), *Social Contract, Locke, Hume Rousseau*, Oxford University Press
- Barry, B. (1989), *Theories of Justice*, University of California Press
- Boucher, D. and P. Kelly (1994), *The Social Contract and Its Critics: An Overview*, in Boucher and Kelly (eds.) (1994), pp.1-34
- Boucher, D. and P. Kelly (eds.) (1994), *The Social Contract from Hobbes to Rawls*, Routledge (飯島昇蔵・佐藤正志他訳『社会契約論の系譜－ホブスからロールズまで－』ナカニシヤ出版, 1997年)
- Castiglione, D. (1994), *History, Reason and Experience: Hume's Arguments against Contract Theories*, in Boucher and Kelly (eds.) (1994), Chap.5
- Demsetz, H. (1967), *Toward a Theory of Property Right*, *American Economic Review*, pp.347-359
- Dosi, G. and M. Egidi (1991), *Substantive and Procedural Uncertainty*, *Journal of Evolutionary Economics*, Vol.1, pp.145-168
- 福田敏一 (1971), 『近代政治原理成立史序説』岩波書店
- (2012), 『ルソー』岩波書店
- Ferguson, A. (1767), *An Essay on the History of Civil Society*, (8th edition)
- Forsythe, M. (1994), *Hobbes's Contractarianism: a Comparative Analysis*, in Boucher and Kelly (eds.), 1994,

- pp.35-50
- Gauthier, D. (1979), David Hume, Contractarian, *Philosophical Review*, LXXXVIII, No.1, pp.3-38
- (1986), *Morals by Agreement*, Oxford University Press (小林公訳『合意による道徳』木鐸社, 1999年)
- Giddens, A. (1977), *Studies in Social and political Theory*, Hutchison & Co. Ltd. (宮島喬他訳『社会理論の現代像』みすず書房, 1986年)
- Greif, A. (2006), *Institutions and the Path to the Modern Economy*, Cambridge University Press, (岡崎哲二・神取道宏監訳『比較歴史制度分析』NTT出版, 2009年)
- Hart, H. L. A. (1961), *The Concept of Law*, Oxford University Press (矢崎光圀監訳『法の概念』みすず書房 1976年)
- Hayek, F. A. (1937), *Economics and Knowledge*, in Hayek, 1949, pp.35-56
- (1949), *Individualism and Economic Order*, Routledge & Kegan Paul, (嘉治元郎・嘉治佐代訳『個人主義と経済秩序』ハイエク全集, 第3巻, 春秋社, 1990年)
- (1960), *The Constitution of Liberty*, University of Chicago Press (気賀健三・古賀勝次郎訳『自由の条件I, II, III』春秋社, 1986, 1987, 1987)
- (1973), *Law, Legislation and Liberty*, vol.I; *Rules and Order*, Routledge & Kegan Paul (矢島釣次・水吉俊彦訳『法と立法と自由I ルールと秩序』ハイエク全集, 第8巻, 春秋社, 1987)
- (1976), *Law, Legislation and Liberty*, vol.II; *The Mirage of Social Justice*, Routledge & Kegan Paul (篠塚慎吾訳『法と立法と自由II 社会正義の幻想』ハイエク全集, 第9巻, 春秋社, 1987)
- (1989), *The Fatal Conceit: The Errors of Socialism*, The University of Chicago Press (渡辺幹雄訳『致命的な思いあがり』春秋社, 2009)
- Heiner, R. (1983), The Origin of Predictable Behavior, *American Economic Review*, 73, 4, pp.560-595
- (1986), Uncertainty, Signal-detection experiments, and Modeling Behavior, in Langlois (1986), pp.59-115
- Hobbes, T. (1651), *Leviathan*, Oxford University Press (水田洋訳『リバイアサン1~4』岩波書店, 1954~1985年)
- Hume, D. (1739-40), *A Treatise of Human Nature. Being an Attempt to introduce the experimental Method of Reasoning into Moral Subjects*, edited by D. and M. Norton, Oxford University Press (伊勢俊彦・石川徹・中釜浩一訳『人間本性論』第1巻~第3巻, 法政大学出版局, 1995年, 2011年, 2012年)
- (1748), Of the Original Contract, in Miller (ed.), pp.465-487 (小松茂夫訳『市民の国について』(上)岩波文庫, 1952年, pp.126-154に訳所収)
- (1752), *Political Discourses* 他 (小松茂夫訳『市民の国について』上・下, 岩波書店, 1952年, 1982年)
- 飯島昇蔵 (2001), 『社会契約』東京大学出版会
- 小城拓理 (2006), 「ヒュームによるロック同意論批判の検討」『実践哲学研究』, pp.1-24
- 加藤雅信 (2001), 『「所有権」の誕生』三省堂
- Langlois, R. (ed.) (1986), *Economics as a Process*, Cambridge University Press
- Locke, J. (1690 a), *Two Treatises of Government*, Merchant Books (加藤節訳『統治二論』, 岩波書店, 2010年)
- (1690 b), *An Essay Concerning Human Understanding*, Oxford University Press (大槻春彦訳『人間知性論』, 『世界の名著 ロック ヒューム』中央公論新社, 1980年, pp.61-188所収)
- 松村圭一郎 (2008), 『所有と分配の人類学』世界思想社
- Miller, D. (1981), *Philosophy and Ideology on Hume's Political Thought*, Oxford University Press
- Miller, E. (ed.) (1985), *David Hume: Essays Moral, Political and Literary*, Liberty Classics
- Moore, M. (1994), Gauthier's Contractarian Morality, in Boucher and Kelly, (eds.) (1994), pp.211-225
- 森田雅憲 (2009), 『ハイエクの社会理論-自生的秩序論の構造-』日本経済評論社

- (2012), 「自由論・道徳論をめぐるハイエクとカント」『同志社商学』63, 5, pp.467-494
- North, D. G. (1990), *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge University Press  
(竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房, 1994年)
- Nozick, R. (1974), *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books (嶋津格訳『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社, 2008年)
- Rawls, J. (1999), *A Theory of Justice Revised Edition*, Harvard University Press (川本隆史, 福間聡, 神島裕子訳『正義論 改訂版』紀伊国屋書店, 2010年)
- Rousseau, J. J. (1755), *Discours sur L'Origine et Les Fondements de L'inégalité parmi Les Hommes*, (中山元訳『人間不平等起源論』光文社, 2008年)
- (1762), *Du Contrat Social, et Du Contrat Social (première version, manuscrit de Genève)* (中山元訳『社会契約論』光文社, 2008年)
- Rowe, N. (1989), *Rules And Institutions*, The University of Michigan Press
- 関谷昇 (2003), 『近代社会契約説の原理－ホッブス, ロック, ルソー像の統一的再構成－』東京大学出版会, 2003年)
- Sen, A. and B. Williams (eds.) (1983), *Utilitarianism and Beyond*, Cambridge University Press
- Simmons, A. T. (1989), Locke's State of Nature, *Political Theory*, 17, 3, pp.449-470
- Simon, H. (1945), *Administrative Behavior - A Study of Decision Making Process in Administrative Organization -*, Macmillan (松田武彦・高柳暁・二村敏子訳『経営行動』ダイヤモンド社, 1965年)
- Vallentyne, P. (ed.) (1991), *Contractarianism and Rational Choice*, Cambridge University Press
- Veblen, T. (1898-9), The Beginning of Ownership, *American Journal of Sociology*, vol.4 uploaded at <http://socserv2.mcmaster.ca/~econ/ugcm/3ll3/veblen/ownersh>
- Waldron, J. (1994), John Locke: Social Contract versus Political Anthropology, in Boucher and Kelly (eds.) (1994), pp.51-72